

広坂地区まちづくり協定

| | |
|---------------------------|---|
| まちづくり計画の名称 | 広坂地区 まちづくり計画 |
| まちづくり計画の対象となる区域 | 金沢市広坂1丁目及び片町1丁目の各一部 |
| まちづくり計画の対象となる区域の面積 | 約 1.1 ha |
| まちづくりの目標 | <p>本地区は、金沢市の中心商店街に位置し、集中する多くの文化施設と一体となった商業拠点である。</p> <p>本地区のまちづくりは、兼六園と中心繁華街を結ぶシンボルロードとして、金沢21世紀美術館と一体となったアートの香りと金沢の伝統文化・工芸を見て、触れて、楽しむことができ、商業空間と居住空間との調和を図ることで、活気とにぎわいのある商店街づくりを目標とする。</p> |
| まちづくりの方針 | <p>まちづくりの目標実現に向けて、地域と市が協働し、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 豊かな緑の連なりや辰巳用水の流れを尊重するとともに、金沢21世紀美術館やしいのき緑地、いしかわ四高記念公園を含めた一体的な空間として、魅力ある景観の形成を図る。 (2) 金沢21世紀美術館の雰囲気を通りにつなげ、文化芸術の香りある統一した街なみが形成される土地利用を図る。 (3) 建築物の外観はそれぞれの個性を尊重しながら、広坂通りとして統一感や連帯感の創出を図る。 (4) ゆとりある回遊歩行空間の形成維持を図る。 (5) 観光ルートとして魅力あふれる、にぎわいのある商店街の形成を図る。 <p>を基本方針として、風格あるまちづくりを推進する。</p> |
| その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項 | <p>次に掲げる建築物等を、建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(2)については、平成30年8月21日（協定変更締結日）に建築物が存する敷地において、協定変更締結日以降に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 広坂通りに面する敷地にある建築物の1階部分のうち、広坂通りに面する部分を居住の用に供するもの（建築物の一部を居住用の入り口に供するものは除く。） (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。） (3) 広坂通りに面する敷地にある自動車車庫（建築物に付属するものを除く。） (4) 畜舎 (5) マージャン屋（1階の部分に限る。）、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 原動機を使用する工場で作業場の床面積が50㎡を超えるもの (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項（性風俗関連特殊営業）及び第13項（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの (10) 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第2条第1項に掲げるラブホテル等 (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所 |
| | 壁面の位置の制限 |

| | | |
|---------------------------|--------------------|--|
| その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項 | 建築物等の形態 又は意匠の制限 | <p>(建築物等)</p> <p>(1) 建築物の形態又は意匠の変更を行う場合は、あらかじめ広坂振興会（以下「振興会」という。）と協議しなければならない。</p> <p>(2) 建築物の外観は周辺の街並みと調和した形態又は意匠となるよう配慮するとともに、外壁の色は茶、グレー等を基調とした色彩とする。</p> <p>(3) 建築物の屋上部分（階段室、昇降機塔等）及び屋外に設ける建築設備等は、設置位置、目隠し及び色彩を工夫し、周辺の公共空間からの見え方に配慮する。</p> <p>(広告物等)</p> <p>1 広告物等を設置する場合（変更する場合を含む。）は、事前に振興会と協議しなければならない。</p> <p>2 屋外広告物等は地域の景観に配慮した素材やデザインで、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの</p> <p>(2) 点滅灯及び回転灯の類を使用しないもの</p> <p>(3) ネオン管を使用するもののうち、光源を点滅させないもの</p> <p>(4) 電光表示装置でないもの</p> <p>(5) 自家広告であるもの（振興会が認めたものを除く。）</p> |
| | 土地利用等の制限 | <p>1 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更しようとする者を含む。）は、事前に振興会と協議しなければならない。</p> <p>2 次に該当する駐車場は、広坂通りに面して設置しない。ただし、暫定的な土地利用として、設置期間がおおむね1年程度のもので、道路に面して植栽、フェンス等により目隠しするものはこの限りでない。</p> <p>(1) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）</p> <p>(2) 自家用又は施設専用ものを除く駐車場</p> |
| | その他 | <p>(1) 空き店舗には、伝統工芸や新しいクラフトの他、街の雰囲気と調和した店舗の出店を働きかけるよう努める。</p> <p>(2) 商店街としての通りの賑わいを演出するため、ショーウィンドウでの芸術作品の展示及び広坂通りに面する部分の夜間の照明に努める。</p> <p>(3) 広坂通りに面する敷地にある建築物の低層階には店舗等のにぎわいをもたらす施設を配置するよう努める。</p> <p>(4) オープンカフェの実施、テラスの活用、金沢21世紀美術館に隣接する敷地の南北方向への往来の確保等により、地区内の回遊性の向上に努める。</p> <p>(5) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境の保全に努める。ただし、振興会が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(6) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境の保全に努める。ただし、振興会が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(7) 駐車場及び自動車車庫を設置する場合には、道路交通の支障とならないよう車の出入りに十分配慮する。また、広坂通りに面する敷地においては、出入り口を限定し、必要最低限の台数となるように努める。</p> <p>(8) 地域の振興を図るため、その中心的役割を果たす振興会への加入及びイベントへの参加等により協力するよう努める。</p> <p>(9) 広坂通りの清掃を引き続き励行することによって、来訪者にとって爽やかな通りとなるよう努める。</p> |

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成21年7月3日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成30年8月21日に一部変更しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」及び「金沢市用水保全条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。